

小学校・中学校への団体貸出 ご案内

2021年4月現在 海老名市立図書館

だんたいかしだし 団体貸出とは

海老名市内の小中学校の授業や学校行事に公共図書館の本もご利用いただけるサービスです。以下のような内容になっています。

一団体 原則 200冊まで 30日間の貸出が可能

貸出する本について

【団体セット】

毎年よくご利用いただいている本を中心に、授業・行事等で利用できると思われるものをセットにしてご用意しています。詳細は各校の図書担当の先生へ配布する「学校貸出用セット本リスト」をご覧ください。

【団体セットにない分野について】

上記団体セット以外でも必要な本があればご相談ください。可能な限りご用意いたします。

団体貸出を利用するには

ご利用には、各学校名義での利用登録が必要です。

新規登録する

登録は図書館に来館して手続きしていただきます。

【お持ちいただくもの】

①「学校団体利用登録申込書(別紙①)」

②手続きをされる先生の身分証明書(免許証等)

※登録時に発行した貸出券は中央図書館・有馬図書館で管理保管させていただきます。

更新が必要です！

利用の有効期限は3年間です。期限が切れた場合は更新手続きが必要です。更新手続きの際も上記の新規登録と同様の書類が必要となります。

図書担当の先生が変わられた場合には、必ずご連絡ください！

団体貸出の利用申込

「学校団体 貸出申込書(別紙②)」に必要事項を記入し、貸出希望日の14日前までに貸出手続きを希望する図書館へ FAX にて利用申込をしてください。希望日直近の連絡ですと、ご用意できない場合がございます。

※原則 FAX でのみの受付です。ただし緊急の場合は図書館へお電話ください。

貸出・返却手続き

本がご用意できましたら図書館から担当の先生へお電話いたします。申込先の図書館へご来館ください。図書館窓口で貸出処理を行ないます。

利用終了後は貸出した本に忘れ物がないかご確認いただき、図書館までお持ちください。

※有馬図書館にて配送サービスを実施します。ご利用を希望の学校は「配送サービスのご案内」をご覧ください。

利用の延長について

他利用者からの予約が入っていない本に限り、原則 1 回まで貸出期間の延長が行えます。

延長期間は延長手続き日から一か月です。電話での受付もしております。

予約が入っているもの、返却期限を過ぎて延滞をしている場合は延長できませんのでご注意ください。

貸出資料を紛失、または破損した場合

まず貸出の手続きをした図書館にご連絡ください。

破損した場合は図書館窓口まで現物をお持ちください。状態を確認したうえで、弁償の有無をご連絡いたします。

※原則、紛失・破損した本の相当物をご購入いただき弁償していただきます。

※**貸出した本は学校内でご利用ください**。校外への持ち出しは紛失・破損につながる恐れがあります。